



衛生 第 131 号
令和 3年 3月 23日

一般社団法人 四日市薬剤師会長 様

四日市市保健所長

薬局等における管理者の兼務許可に係る取扱いについて

平素は本市の薬事行政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチンが薬事承認され、速やかな接種が実施されるよう、全自治体が接種体制の構築に向け準備を進めております。

円滑な接種体制に当たっては、多くの医療従事者等の協力が不可欠と思われ貴会含め新型コロナワクチン接種に係る協力体制の強化が求められているところであります。

今般、管理する薬局等以外の場所で薬局等の管理者がワクチン接種業務に従事する等、薬局における管理薬剤師の兼務許可について、令和2年4月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて」において、管理者の兼務についての見解が示されました。

四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条において、管理者兼務許可を規定しておりますが、円滑なワクチンの接種体制に鑑み、四日市市内の薬局等に限り医薬品医療機器等法第7条第3項等に規定する薬局等の管理者の兼務許可申請の手続きを不要とします。

つきましては、ご了知のうえ、貴会会員あて周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

事務担当

四日市市保健所 衛生指導課

食品薬事係 小石川 由佳

電 話 059-352-0592

F A X 059-351-3304